

裁判員経験者の意見交換会議事概要

仙台地方裁判所

日 時	令和2年2月14日（金）午後2時20分～午後4時35分		
場 所	仙台地方裁判所第2会議室（6階）		
出席者等	司 会 者	大 川 隆 男	（仙台地裁第1刑事部総括判事）
	裁 判 官	江 口 和 伸	（仙台地裁第2刑事部総括判事）
	検 察 官	相 原 健 一	（仙台地検検察官）
	弁 護 士	堀 井 実千生	（仙台弁護士会所属）
	裁判員経験者	6人（以下「1番」等と表記）	
	報 道 機 関	3人（朝日新聞社，河北新報社，読売新聞社）	

1. 本意見交換会の趣旨説明等

司会者

ただいまから，裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めます仙台地方裁判所第1刑事部の大川と申します。どうぞ，よろしくお願いいたします。

裁判員制度は昨年5月21日に制度施行から10周年を迎えました。県民の方々の高い意識と誠実な姿勢に支えられ，概ね順調に運営されております。この間，当庁におきましても，実に1300人を超える裁判員，補充裁判員の方々に御参加いただきました。その中で，本日は，昨年に審理された裁判員裁判に参加されました6名の裁判員経験者の方をお招きしております。

皆様の裁判員裁判を経験されての様々な御意見や御感想は，今後の裁判員裁判の運用をよりよいものとするための貴重な材料となります。我々法曹三者としましては，皆様の意見を真摯に受け止めて，共有し，今後の運用改善に生かしていきたいと考えております。また，皆様の御意見は，これから裁判員裁判に参加される方にとっても，とても参考となり，御参加いただくための力強い後押しになると思われますので，率直な御意見，御感想をお聞かせいただきたいと思いますと考えております。

本日の意見交換会の話題事項は大きく分けて3つございます。1つ目は審理の分かりやすさ，2つ目は評議，判決についての感想や意見，3つ目は裁判員を務める上での負担感についてです。

2. 自己紹介

司会者

この意見交換会には、検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ法曹関係者が参加しております。まず、簡単に自己紹介をお願いします。

相原検察官

仙台地方検察庁の検事相原と申します。所属は公判部でございます。検事になりまして、約20年目です。本日御出席されている裁判員経験者の中では、5番の方が参加された事件を担当しました。本日は、貴重な機会と思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

堀井弁護士

仙台弁護士会の弁護士の堀井と申します。現住建造物等放火未遂の事件を担当いたしました。私は、弁護士経験10年目ですが、弁護人となる弁護士は、裁判官や検察官と比べると、裁判員裁判を経験する数的には少ないと思われますので、本日いただく裁判員経験者からの意見を参考に、今後の弁護活動に生かしていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

江口裁判官

仙台地方裁判所第2刑事部で部総括を務めております裁判官の江口です。今回お越しいただきました1番から4番の方の裁判長を務めさせていただきました。評議の際にも様々な御意見をいただき勉強になったと思っておりますが、本日もまた皆様の御意見をお聞かせいただければと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会者

それでは、まずは、本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様が担当された事件について、お一人ずつ、どのような点についてでも結構ですので、裁判員となられた御感想、印象をお話しいただければと思います。

まず、1番の方ですが、昨年1月に行われた殺人未遂事件を担当されました。

審理日数は6日間。被告人の殺意の有無が争点でした。公判では法医学者や被害者の証人尋問、被告人質問が行われたと聞いております。

以上のような事件でしたが、裁判員を経験された御感想、印象はいかがでしょう。

1番

率直に、最初はびっくりしました。ただ、最終的にはやってよかったと思っています。印象は、裁判所に来る機会はない方がいいんでしょうし、私も含めてそういう方が多いので、入りにくいとか、どういうことを聞かれるんだろうとか、男性の方も多いし、どんな感じなのかなというのはあったんですが、話しやすい環境を作ってくれているのは非常に感じました。分からなくても大丈夫なんだというのは、初日から明確に分かりました。分からなくて当然というところから入っており、難しいことを求められているということではないんだと分かりました。最初は書面で来るんで、なかなかそれが伝わることはなかったんですが、初日にそこがほどけて、2日目から頑張ってみようかなという感じになりました。最後には、やってよかったなというのが感想です。

司会者

ありがとうございました。次に、2番、3番の方ですが、昨年5月に審理されました現住建造物等放火未遂事件を担当されました。

審理日数は10日間。放火の故意、具体的には、被告人が自分の行為としては灯油に引火した火が更に燃え広がる危険性のある行為であると認識していたか否かが争点でした。公判では、放火先の関係者や被告人の姉、医師の尋問、被告人質問が行われました。

以上のような事件でしたが、裁判員を経験された御感想、印象はいかがでしょう。

2番

最初に封書が来たときはびっくりしましたが、やると決まってからは、自分なりの発言はできたかなと思っています。2週間、10日の中で、確かに長かったので大変ではあったのですが、自分自身としていい経験ができたかなと思っています。

司会者

ありがとうございます。それでは3番の方お願いいたします。

3番

審理日数が10日間で、10日と聞くと長く感じるんですが、終わってしまえば、あっという間だったし、今となっては貴重な経験だったと思っています。今回の事件の被告人が、分かりません、とか、覚えていません、と言うのが多かったのも大変でした。振り返ると、いい経験をさせてもらえたし、自分の周りでもやったという人がいないので、本当に貴重な経験をさせてもらえたと思っています。

司会者

次に4番の方ですが、昨年6月に行われた殺人未遂事件を担当されました。

審理日数は7日間。被告人の殺意の有無が争点でした。公判では被害者の証人尋問、被告人質問が行われました。

以上のような事件でしたが、裁判員を経験された御感想、印象はいかがでしょう。

4番

私は、裁判員制度には興味がありました。全く法律の知識がない人が裁判の場に立ち会えるというのは、非常に画期的な制度だと思いました。一方で、選ばれながら辞退する方が多いことも知っていました。もし、選ばれたら逃げずにやってみようと考えていました。とはいえ、その先の被害者及び被告人の人生に大きく関わることなので、選ばれたとき、予習しようと思い、図書館で裁判員裁判に関するDVDを借りて見ました。このDVDのおかげで裁判の流れを知ることができました。また、参考になったのですが、古い映画で「十二人の怒れる男」というのを見ました。裁判員裁判に臨むにあたり、自分の中で決めたことが二つあり、一つは、先入観を持たずにそれぞれの話をしっかり聞くということ、二つ目は、

固定観念にとらわれずに多面的に物事を見て考え、自分の意見を出すことです。最初は、非常に緊張しましたが、裁判長を始め裁判官が驚くほど親切丁寧に接していただき、すぐに緊張が解け、思いのままに意見を出すことができたと思います。私が関わった事件は、冒頭陳述から争点が余りないような気がしました。ただ、殺意という点について、最初から最後まで非常に悩みました。実際に裁判が始まり、もやもやした気持ちからのスタートでしたが、評議を重ねる中でそのもやもやした気持ちが少しずつ事実が見えてくるように感じました。裁判は、単に刑を決めて終わりということではなく、なぜこのような事件が起きたのか背景を深く知ること、また、被告人、被害者の人生を知る場でもあると感じました。判決の際に、裁判長から被告人への一言を聞きながら、どうか二度と同じような事件を起こさずに更生してほしいと願いました。その後、あおり運転の厳罰化が報道され、安堵しました。裁判員を経験して、より社会のニュースに関心を持ち、自分ながらの視点で考えるようになりました。

司会者

次に、5番の方ですが、昨年7月に審理されました保護責任者遺棄致死傷事件を担当されました。

審理日数は6日間。事実関係に争いはなく、量刑が争点でした。公判では、被告人の父親の証人尋問、被告人質問が行われました。

以上のような事件でしたが、裁判員を経験された御感想、印象はいかがでしょうか。

5番

私は、今回経験して本当によかったと思っています。その理由は、日常生活の中ではない、裁判というものに携われたということが貴重だったと思います。事件の内容からして、社会的な支援の制度がどうなっているのかというのを自分で調べてみたり、現在携わっている仕事を通してこの種の犯罪を防止するためには自分に何ができるのかなと考えてみたり、自分の中で何か変化が起こったような気がします。被告人のことを考えているように思っているんだけど、時間が経ってみると、自分が生きている過程で何を大切に生きてきたのかと再認識させられる機会にもなったと思いました。また、初めて会った方とこんな重い内容の話をするのはどうなるんだろうとドキドキしていましたが、そんな不安は初日から吹っ飛び和やかな雰囲気の中で議論することができたと思います。他の裁判員の方もそうでしたが、事件を担当された3人の裁判官の人柄や雰囲気作りのよさとか、お互いの関係性がいいんだろうと、そのようなことも感じることができました。

司会者

次に、6番の方ですが、昨年7月に審理されました麻薬特例法違反、覚せい剤取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、大麻取締法違反事件を担当されました。

審理日数は5日間。量刑が争点でした。公判では、被告人の父親の証人尋問、被告人質問が行われました。

以上のような事件でしたが、裁判員を経験された御感想、印象はいかがでしょうか。

6 番

私は、40年ほど前ですが、大学で法学部に所属しており、そのころから裁判を2回ほど傍聴したことがあり、裁判員裁判には是非参加してみたいと思っていました。実際に、最高裁から封書が来たときには、最初は、なんかやらかしたかなと思ったのですが、中を開けてみると、裁判員制度の説明書が入っていて安心しました。今回、裁判員裁判に参加してみて、今の裁判の裏側を見ることができたかと思います。当時は、まだ傍聴人としてしか参加できなかったもので、過去の記憶と合わせて、この歳になって改めて勉強させてもらえたと感じています。仮に私みたいに法律を勉強していなくても、裁判官からうまく導いていただいたというのが私の感想です。一般の方もこれから余り臆することなく参加できる制度だと思いました。

3. 審理の分かりやすさについて

司会者

ありがとうございました。それでは、本日の一つ目の話題事項である、審理の分かりやすさについて意見交換したいと思います。

法廷が始まりますと、双方が冒頭陳述をして、証拠を出す、更に証人尋問や被告人質問をして、その後にまとめの論告や弁論があるという流れで審理が進んでいきます。それで、分かりやすかったかと、特に争点が殺意の有無とか、放火で燃え広がる危険性があることが分かっていたかとか、争点があらかじめ設定されていましたが、実際、法廷で見た、聞いた審理が分かりやすいものであったかということについて率直な意見をいただければと思います。

1番さんの場合では、殺意、背中を刺したというのが殺意があった、危険な行為であったかというところが争われていましたが、審理を通じて、それが分かったかについて、率直な意見をいただければと思います。

1 番

分かったかなと思ってやっていました。本当に難しい審議があった印象があります。殺意というのが普段あるようでないんだろうなというところが論点なので、その人の感情や背景をどういうふうに見ていくのかということが重要だとは思いますが、感情が入るとおかしくなるだろう、でも感情を入れないと話にならない、でも、量刑を決めるとき、意見は感情なので、色々な意見が出ました。感情を入れないでと言われても入ってしまうと言う人もいて、それも分かることで。そういう難しさはありましたが、裁判官も一緒に難しいよねと悩んでくれたのが印象的でした。寄り添ってくれる形なので、分かりやすいかと言われれば分かりやすいです。言葉とか漢字とか普段ではあまり接点がないものが多いのですが、それを一つ一つ分かりやすい言葉で説明してもらえるので、また、聞きやすい環

境を作ってもらえていたのはすごく感じました。こんなことを聞いてはいけないかなと思うことも聞くことができました。分かりやすいイコール聞きやすい、聞くことができたから分かることができたのが、率直に毎日ありました。最初から何か分かっていないとできないものではないというのが一番です。やりたくないと思っている人は、分からない、自分にはできないと思っていると思うのですが、分からなくていいんだというところからスタートできているのが一番分かりやすい答えだと思います。そういった意味で、皆さんやってよかったという印象につながったと思います。

司会者

ありがとうございます。確かに殺意というと漢字二文字ですが、殺すつもりがあったかという難しい問題ですが、評議の中で議論をしていくうちに難しい話が分かり、意見がまとまっていくということになると思います。法廷で検察官、弁護人が活動をして、裁判員に自分が証明したいこと、または反論したいことを示していくことになりますが、その点が分かりやすかったかどうかという観点ではどうですか。

1 番

言っていることもお互いの立場の意見も難しい言葉は飛び交っていましたが、分かりました。その辺は、耳に入れて考える要素として聞き入れているという状態でした。内容は難しかったですが、その前に大体のことを皆で話し合いをした後なので、聞き入れる態勢はできた状態で聞くことができたと思います。

司会者

ありがとうございます。では、4 番さんはいかがですか。

4 番

審理のときに、あらかじめ検察官、弁護人から資料の提供がありましたが、裁判員に理解できるようにとの配慮がされていると感じられました。分かりやすい言葉とポイント、ポイントの補足説明、配色についても気遣いがされて、分かりやすかったと思います。具体的な数字での表現も多くあり、理解を深めることができました。また、私が関わった事件では、写真や動画での説明もあり、その当時の状況を思い浮かべることができました。検察官の話し方がゆっくりはっきりで聞きやすく、毅然とした印象でした。弁護人は、たまたまかも知れませんが、少し早口で、まくしたてる感があり、一部聞きづらい点がありました。

司会者

被告人が何を考えていたかが争いになるといった 2 番さん、3 番さんの放火の事件も共通だったと思うのですが、放火の事件は、被告人が何を思っていたかに加えて、被告人が抱える精神的な状況、病気や I Q の関係も問題となったということで、専門家の尋問もあったということで、まさに専門家が入ってくると審理がいよいよ難しくなるという印象もありますが、そのあたりも含めて審理が分かりやすかったとか、こういうところがもうちょっとこうなっていればよかったなどがありましたら御指摘いただければと思います。それでは 2 番さんどうでしょう。

2 番

私に関わった事件では、検察官の説明っていうのがすごいのはきはきしていて、資料もとても分かりやすく作っていただいたので、とても分かりやすかったんです。ただ、弁護士さんの方は、私も4番さんと同じなんですけど、若干声が小さくて、私、一番端に、一番遠い所にいたからかも知れないんですけど、若干ちょっと声が小さくて、ちょっと聞き取りにくかったです。

司会者

例えば、お医者さんの話とかはいかがでしょう。

2 番

お医者さんが出て来てくれたときには、やっぱり専門家の話っていうのが一番分かりやすく、ずっと今までのもやもやした感じのものが解けていく感じがしたので、やっぱり専門家の話は聞けて良かったです。

司会

3番さん、何か付け加えられることはありますでしょうか。

3 番

全体的には分かりやすかったと思います。資料もそうですし。あと、最初、思い込みなんですけど、裁判というだけで専門用語が飛び交うのかなと思っていたんですけど、そんな心配はなく、自分なりには理解できていたと思います。最初に申し上げたんですけど、被告人の発言が、分かりませんという言葉が多かったの、証人の、そのお医者さんの意見というのがとても貴重で、それがなかったら、何を頼ってというか、どういうふうに考えていけばいいか分からなかったと思うんですね。だから、証人の意見というのは本当に貴重だったと思いますし、証人がお医者さんを入れて3名いらっしゃったのですが、そういう発言なども分かりやすかったという印象です。

司会者

専門家を証人で呼ぶと、かえって専門用語が飛び交って難しいという悩みを抱えるんですが、2番さん、3番さんが御担当された事件での専門家は非常に分かりやすい説明をしてくださったということでしょうか。

3 番

そうですね、初めて聞く言葉もあったんですけど、なるほどということもありましたし、そういうことがあるんだなということもありましたし、専門家の証言がとても印象強かったです。

司会者

分かりやすく解説されたと、こういうことなんですね。

3 番

ただそのお医者さんの声の調子が悪かったので、それだけです。

司会者

なるほど。

3 番

内容的には大丈夫だったと思います。

司会者

6番さんの事件は、争いは量刑だけではありませんが、麻薬の密売というある意味極めて非日常的な世界の物語だったところがあるんですけど、この辺は審理の分かりやすさといったところではどうだったでしょうか。

6番

今、司会者の話にありましたように、量刑だけの判断なんですけど、その判断をどうするかという、境目のところですよ。裁判の最中、検察官とか弁護人の話をそれぞれ聞きますが、量刑だけの判断でいいとなると、検察官は当然刑罰を、こういう言い方をするとあれなのかも知れないですけど、より厳しく、弁護人はできるだけ刑を軽くする、これは昔からずっとそうだと思うんですが、裁判員裁判が始まる前から。その中で、我々の場合は両者からいただいた資料が非常に整理されていたものだったので、量刑だけの判断をするときに、データベースも示していただいたので、そんなに難しくないし、ここにある意味落としどころといったらおかしいですけど。そもそも刑罰というのが、被告人の更生を図るためのものだと思いますので、自分たちが判断するところで、この刑期でこの被告人はちゃんと更生するんだろうか、あるいは余りにも軽くしたらこんなもんで済むのかなというその辺の判断がちょっと個人的には悩んだところです。

司会者

量刑を決めていく最後のところは皆さんのいろんな思いがあって評議をしていくということになるかと思いますが、この事件、先ほども申し上げましたとおり、非常に薬物がいろんな種類が出てきて、しかもネットでの取引なので、ネット絡みの耳慣れないような言葉も飛び交った事件でしたが、その辺は審理で理解できましたでしょうか。

6番

そうですね、薬物の名前までは、本当に初めて聞くようなカタカナの名前だったりで分からないですけど、ネット、SNSに関しては、私も当然今はスマホでラインとかも使いますし、会社でもパソコンいじってやっていますので、これは確かに今ニュースとかで、SNSで例えば誹謗中傷とか、炎上とかいうのを聞きますので、それを例えばラインを使えば、グループラインであれば複数の人間とやり取りできますけど、個人的なラインだったら特定の相手にしか連絡つかないんで、その辺ちょっとやはり今のネット社会は怖い部分もあるなという気はしました。

司会者

ありがとうございます。5番さんの事件につきましては、いろいろと背景事情について、そこから主張があったという事案でありましたが、この事案については審理の分かりやすさという観点からはいかがでしたでしょうか。

5番

分かりやすいか分かりにくいかなと言ったら、分かりやすかったなと思いました。あらかじめ事件の内容を知って、法廷で弁護人、検察官のお話を聞いたので、この部分を気を付けて聞いてみようというような目的を持つことができました。た

だ、今後のことということでお話しをすれば、早口だったかなと思います。初めて聞く言葉もあったので、今は何と言ったんだろうというのを、隣に座っていた方と時々確認する場面が私たちにはありました。ただ、それを補完するものとしてA3とA4サイズの資料を出していただいたので、それを見ながら、ああこういうことなのねと理解することもできましたので、そういう点では分かりやすかったと思っています。

司会者

ありがとうございます。審理について、皆さん温かいというか、肯定的な御意見をいただき、一方で、やはり、私も非常に早口な人間なので、耳が痛いというか、気を付けなければと思ったところですが、せっかくの機会ですので、いくつか早口であるとか声が小さい、あるいは証人によっては声がかすれたという音声的なところもありましたが、ほかに何かもうちょっとこうやると審理がよくなるんじゃないとか、何らかの工夫により審理が法廷で検察官、弁護人の活動が分かりやすくなるために、こんな方策はどうでしょうという、そんな御提案がありましたら、率直に御指摘いただけると今後の参考になるかなと思っていますところですが、こういうのがあったらなおよかったなというのはありますでしょうか。先ほど4番さんのお話でも写真や動画があったり、具体的な数字があったりしたことが分かりやすかったという御指摘でしたが、こういうビジュアルなものが分かりやすいということになりますかね。

4番

そうですね、やっぱり百聞は一見にしかずではないですが、画像あるいは動画の提供は非常に分かりやすいかなと感じました。

司会者

他には何かございますでしょうか。専門家と言え、2番さん、3番さんの事件だけではなく、1番さんの事件でも法医学の方がいらしたということですが、法医学者の証人尋問というのはどうだったですか。

1番

分かりやすいかどうかはちょっと微妙ですかね。分かるほどの長い時間ではないので。しゃべっているときにぼんと質問できるわけではないので、通過してしまふ言葉とかもいっぱいあるので。傷とか深さ、あと人間の深さイコール体のどこまで刺さって行って、内臓がどういうところにあって、そこには死に至る危険性があるかないかのお医者さんからの専門的な話を聞いたので、分からなくはないですけども。ただ、今回の裁判に関しては、それがあつたら何かが変わるかというのともちょっと違っていたので、刺した傷はこうですよという説明でしかないと言ったら失礼なんですけども、それがあつたら、内容の真偽が大きく変わるかとか、分かっているのと分かっていないのとどうなのかと言ったら、あまり結果的には関係していないような気もしないではないですね。人間が何か感情を持って行動するとき、そこに何があつて、臓器がどこにあつて、動脈がこれを切ったら死んでしまうとか判断して刺しているわけではないので、結果論でしかなかった部分があるので、結果として、こうでしたよという話を聞いたという感

じでしたね。それを聞いたからと言って、被告人や被害者の関係性とか考え方とか事情とか、そういうものが動かされるほどの大きいものという感じはしなかったです。ただ、人間の仕組みというものがこうで、現状刺してしまったことによってどういうことが起きてしまったのか、肺にも達していて穴が開くような状態はあったんですけども、本人がそれを分かってそれを狙って目がけて刺したのかという、心臓を刺すだったら分かりやすいんですけど、背部だったので、聞いて、体の仕組みとしての結果だったんだねというのは分かりますけど、何か論点で左右されるというのはちょっと違っていましたかね。

司会者

説明自体は理解できたけれども、全体像の中ではさほどのことでもなかったといまだにそんな感じなんですかね。

1 番

はい。

司会者

裁判員裁判になってから、非常にやはり証人尋問ですとか被告人質問、証人や被告人からどんな話を聞き出して、それを法廷に出していくのが非常に重要なことになってきたということなんですけれども、証人からの話の出し方が分かりやすかったか分かりにくかったかと、このあたりについてお話を伺いたいんですけど、先ほど3番さんが、ちょっと被告人の話が分かりにくかったと、ただ、これももちろん話している方がそもそも覚えていないと言われてしまうと、尋問が上手だろうが上手くなろうがそこで終わってしまうという面もあるので、尋問の上手い、下手だけの問題だけではもちろんないんですけど、ただ、法廷という特殊な環境で、まず検察官が質問して、弁護人が反対尋問してと、あなた何々でしたかとか何月何日ここにいましたかという独特なやり取りをするというのが法廷ではありますけれども、証人尋問が分かりやすかったかどうか、あるいはもうちょっとこうしてくれた方が分かりやすいんじゃないかとか何かお感じになられたことはございますでしょうか。5番さんの事件では、情状の話ではありますが、お父さんが証人で立たれて、その尋問がやり取りされましたけど、それについて何か御感想とかありますでしょうか。

5 番

お父さんが来てお話しするのは大変だっただろうと思うのと、お父さんの話から、被告人がどんな家庭環境で育ってきたのかは知ることができました。

司会者

尋問としてはうまく、弁護人もそういう狙いでお呼びになられて、そこはうまく引き出せていたということですかね。

5 番

とは思います。あとは、先ほどの話に少し戻るかもしれませんが、審理の中でお部屋の写真を見せていただいたんですね。話に聞くよりも目で見た方が、なんとこんな中で子育てをしていたのかというような場面だったので、あれでもちょっと衝撃を受けました。ですから、あれ以上のものを見せられたとすれば、気持

ちはどうなっていたのかなというのがありますので、どこまで見せていただくのかというのはあると思います。

司会者

そうですね、私もその審理に立ち会ったので。部屋の写真でしたが、汚れていてなかなかちょっとショッキングな写真だったので、分かりやすさも大事ですが、ちょっとショッキング過ぎるのはやはり不安であると、こういうことになりますかね。

5 番

そうですね。その後、子供の様子がどうなったのかというのまで入ってくるとどうだったかなと思います。

司会者

あとは、尋問の関係で、3番さんが、ちょっと被告人の話が分からなかったという話がありましたが、この事件はほかにもグループホームの方とか、お姉さんとかも証人尋問されたということなんですが、証人尋問とか被告人質問で、もうちょっとこうした方が分かりやすいんじゃないかとか何かお話がありましたら、3番さんいかがでしょうか。

3 番

今は特に思い返してないんですけども、被告人の身内の方が証言台に立たれるとやはり感情移入してしまうなというのはありました。それは印象に残っているというか、自分の中でなんですけど。

司会者

特に情状証人なんかが、確かにかわいそうな方がいて、身につまされるというか、そういったところも多分情状立証の一つのメニューとして出てきているのかなと思っているところですけど。ほかに証人の話あるいは被告人の話で、分かりやすかった分りにくかった、あるいはこんなところをもうちょっとこうした方がいいんじゃないかとかそんなところはございますでしょうか。

6 番

私が担当した案件では、証人として被告人のお父さんが来たんですが、息子さんがやっていたこの件について、全く知らなかったという証言しかしていないんですけど、その話の中で、被告人の姉と母親は知っているようだということを言っていたんですね。だったら、全く知らないお父さんが出てきてどうすんのかなという印象は受けました。

司会者

おそらく弁護人のお立場として証人のチョイス、聞き方が難しいところはあるんでしょうが、確かにもうちょっとダイレクトな人がいるんじゃないかと思わせる場面というのが確かによくあって、おそらくここはほかで準備されているところと思われるとなかなかお話しが合わないところもあるのかなと思うんですけど、先ほどの3番さんの話にもありましてとおり、一番情状立証として適切な方が来れば考えさせられるというところもあると、そのあたりも考えて証人のチョイスというか選択を打ち合わせていかなければならないのかなと思っております。

1 番

一ついいですか。

司会者

はい，お願いします。

1 番

被告人が初日から倒れてしまったというか，話せない状態になってしまって，休廷になったというところからスタートだったので，あまりそもそもしゃべらない方なので，聞きたいことが聞けないなという印象はとても，多分裁判員だけでなく，裁判官も言葉を選ぶであったり，聞き方もそうですし，難しかった。本人が体調不良というか，元々弱い方なんだと思うんですけど，事件としては殺人未遂なんですけど，本人はとても静かな人で，本当に倒れてしまうんじゃないかという方だったので，実際に今からスタートというときに，即具合が悪くなってしまうって休廷になって，聞きたいことも聞かずに，書面で出されているものだけを参考にとにかくたちだったので，その点では難しかったです。

司会者

先ほど証人の声がかすれてとか，なかなかやはりその場勝負でもあり，体調の問題もありますし，特に被告人はまさに法廷の中心というか，当事者でありますし，体調が悪かったり，黙秘権といってそもそも話さないという選択肢を取ることも可能ということで，その辺はいろいろ弁護人としてもどういうふうに被告人に話をしてもらい，あるいはしてもらわないかと，難しいところがあるんだろうなと思っているところであり，なかなかそういったいろんな制約がある中で，皆さんには法廷で審理を見てもらい，それで裁判をしていただく，こういう仕組みになっているということでもあります，できるだけいろんな制約がある中で，当事者としてもできるだけ分かりやすい審理を心掛けていくというところで，皆さんにはなかなかそれがまだ達していないというところがあるのかなとお話を聞いていて思いましたし，皆さんからいろいろなアドバイスをいただきましたので，非常にそういったところで分かりやすい審理を考えていくというところで先に進んでいきたいというふうに思っております。

4. 評議，判決についての感想や意見

司会者

続きまして，2つ目のテーマ，評議・判決についての感想や意見，審議の分かりやすさと不可分のところがございますが，改めて評議・判決という切り口で感想や意見を改めて伺いたいと思います。6 番の方からお願いします。

6 番

評議から判決まで，さっきもお話ししましたが，裁判官の方がうまく導いてくれたという印象が非常に強いので，どう判断するかという問題でしたけど，私の場合は覚せい剤の売買ということで，その先というか，不安なところがありま

した。

司会者

それは、被告人の更生ということによろしいでしょうか。

6 番

それもありますね。量刑決めるのに、あまり長すぎても更生に役立つのかとか、短くても社会的にどうなのかとか、一般の国民として、凶悪な事件があつて、判決決まると、「本当にそんなのでいいのか」というあたり、自分たちの量刑はそれでいいのかなと疑問は感じました。

司会者

5 番の方お願いします。

5 番

私は補充裁判員ということで来たのですが、どのくらいのところまで自分の意見をどの程度まで言っているのかというところで戸惑いましたが、十分に意見を聞いていただけたなという満足感がありました。量刑を決める際に、なにかよりどこになるものがないと、自分の感情が混ざりすぎてはいけないしどうなのかというところで、刑罰の目的ということのお話をきちんと頂きました。行為責任の範疇と、犯罪の予防というところで、大変腑に落ちましたので、考え方、やり方はすごくよく説明していただけたと思います。ただ、具体的な数字を出すのは人の人生を左右する数字ですので、そこはだいぶ悩みました。

司会者

4 番さんお願いいたします。

4 番

評議につきましては、裁判長の進行で、誰か一人だけの意見に偏らないように、均等にお話しを聞いていただけました。私もほかの裁判員の方の意見を聞いて大変参考になりましたし、こんな考え方もあるのだなあと感じました。評議につきましては、十二分にお時間と意見を頂けたと思います。判決については、全く無知でしたが、過去の裁判事例等をスライドで系統立てて説明をして頂き、結果、しかるべき意見に達したと思います。担当事件は示談が成立したと聞いておりますし、被害者の方も重い量刑は望んでいないということでしたので、非常に妥当な判決だったのではないかと思います。

司会者

3 番さんお願いします。

3 番

私は補充裁判員という立場だったのですが、途中で解任されることもあるという話があったので、最後まで参加させていただけて大変感謝しています。あれで途中で「もういいよ」と言われていたら、相当なショックであったと思います。最終的にみんなで話しあった結果が反映されたと思いますし、みんなが納得できるものであったと思います。自分も意見を言えたのではないかと思います。評議については、すごく粛々と進むものかと思っていたので、裁判官の方も裁判長の方もとても話しやすい雰囲気を作ってくださっていたので、大変助かりました。

司会者

2 番の方お願いします。

2 番

評議の方なんですけど、なかなか人前で自分の意見を言うという場をもったことがなかったので、不安だったのですが、裁判長、裁判官の方が、非常に話しやすい雰囲気を作ってくださったので、とにかくみんな均等に、ちょっと言葉に詰まる人がいたら次の人に回してくださったりして、実際自分の頭の中がごちゃごちゃとしてしまったときも、裁判官の方に助け舟を出していただけたので、とてもよかったです。もっときちぎちとした中でやるものかと思っていたのですが、会社よりも休み時間が多かったですし、休み時間の雑談なども楽しかったので、すごくいい雰囲気で話し合いを進めることができたと思います。判決については、一人の人の人生を決めていくことなので、やはり慎重にはなるんだなあということで、後で本当に良かったのかなと思うこともありましたが、みんなで決めたことなので、良かったのだらうなと思えました。

司会者

1 番の方お願いします。

1 番

評議については、この殺人未遂自体が、被告人の犯した罪というよりは、事情が深すぎて、いろんなことを考えてはいけないのでしょうけど、考えないと審議にならないというところがあって、みんなとても疲れてました。感情移入をしないようにと言われても、感情の入る事情しか全く出されていないものなので、被告人と被害者の方との関係性、なんでこういうことをしちゃったのかというのを理解するには、「まあ、みんな、するよね」っていう感情がどうしても入ってしまう事件だったので、すごくみんな悩んでました。何日か経って、いろんなことが解っていくと、疲れ切っちゃって、女性の方なんかは、特に自分に置き換える内容が多すぎまして、精神的に疲れたと言う方がいました。お休み時間の話もありましたけど、ここまで人の人生考えなくてはいけないのみたいな、私も含め、すごく疲れました。実際のところ。裁判員の経験はすごくいいんですけど、内容が人間の毒の部分の事件だったので、殺意に変わるまでの事情、配慮すべき点というのがあまりにも重すぎて、この事件の場合、結婚まですると約束までして、一緒に暮らして、罵られて、身体の事も傷つけられて、刑を与えていいののだろうかというところまで考えるくらい、被害者が出てきた時の印象というのがどうしてもそういうところまで含まれてしまうので、被害者なんだけれども、人間の感情というものが、脳裏によぎるといえるか、評議は実際やりやすく、裁判官の方々の話は分かりやすかったですし、話しやすいし、大丈夫なんですけども、内容があまりにも人間の、いろんな事情を考えなくちゃいけない、疲れる内容だったなというのがあります。その結果、判決ということになったときに、やっぱりみんなすごく悩んでました。本当に判決を下すに値するのかどうかというところ。どこを見なきゃいけないかというと、人を刺したという行為、人を殺そうとしたところしかないのか、感情はみんな分かるけれども、それを置いて、量刑をどう

しなければならないかというところ。本当にこう、脳みそがぐちゃぐちゃになる感覚でした。その結果が、果たして正しかったかどうかというの。結果にはすごく満足しているのですが、それが本当にそうだったのかというのが、多分、答えはみんな出てないんじゃないかなというのが印象にあります。今でも、被告人の方がどのように生活していて、ちゃんと大丈夫なのかというのは今でもすごく考えます。1年以上の時間が経ちますけれども、被告人の方は被害者の方と一緒にいたいとおっしゃっていたので、それはまた違うと言いたいですし、ましてや殺人未遂現場の家に戻るのは違うと思いますし、量刑だけでも云々、止まらない、判決云々よりも、その後、彼女がどうなったかどうかというのが気になります。

司会者

ありがとうございます。刑事事件の中でも刑が重い事件を担当していただき、そこで重い判断をしていただいておりますが、皆様には非常に真摯に取り組んでいただきまして本当にありがたいなと思っております。裁判官においても、いい判決ができるよう、また、検察官及び弁護人におかれても、そのための分かりやすい審理をするという努力をしていただいているところですが、今後も頑張っていきたいと思えます。重い事件ですし、自分の人生を問われる場面もあることと思いますが、評議というのは、補充裁判員を入れると11人、場合によっては12人というチームでやっていくというところですので、後でつらいと感じましたら、いつでも言っていただければと思います。

5. 裁判員を務める上での負担感について

司会者

続いて、3つ目のテーマとして、裁判員を務める負担感、もちろん今、評議の上での精神的負担というところもありましたけれど、それに関わらず、それなりに長い時間審議をして、評議をして、判決を下すというところで、御負担をおかけしていると思えますが、その負担感について、実情のようなものをおっしゃっていただければと思います。4番さんからどうぞ。

4番

裁判に参加しての負担という意味では負担は感じませんでしたが、職場の上司に相談した時に、それ断れないのかとは言われました。自分の休みを削って参加していたので、本当にフルで休みの日というのが取れなかったもので、その点は負担ではありました。ただ、丸一日拘束されていたということはないので、早く帰れた時もあり、心身に負担がかかったということもなかったかなと思います。

司会者

5番さんお願いします。

5番

私はほぼ1週間だったと思うのですが、その1週間の日程についての負

担というものについては特に感じませんでした。ただ、扱った事件の内容が内容だったので、その点で負担を感じないではなideした。同じ女性ということもありましたし、自分と重ね合わせることもあったり、夜中に目を覚ましたこともありましたが、ああ、あれはどうだったかなと思うこともありましたが、そういう意味での負担はあったかもしれませんが、その最中でもですけど、その後の心のケアもあるということを知っていたので、その点は安心して参加することができました。今回の参加に関する周辺の事情としては、家族の理解も得られましたし、職場も裁判員に積極的に参加させていただき姿勢がありまして、裁判員用の休暇制度もあったということで、そういった意味で恵まれていたかと思います。

司会者

ありがとうございます。続いて6番さんお願いします。

6番

負担感については、先ほど皆さんの話を伺って、少し精神的に厳しいかなと思ったのですが、私の場合は覚せい剤密売ということでしたので、直接人の生命に関わるものではないのですが、その先ですね、買って使用した人間が、その後、事件を起こす。よく、覚せい剤を使用して事件を起こすということを耳にしますと、その影響については考えるということがありました。昔、私が裁判を傍聴したことがあるのですが、深川の通り魔事件というものがありまして、救急車のサイレンはすごいですし、その後、犯人は覚せい剤使用者という話を聞いて、その頃から、覚せい剤は危険だなという認識は持っていました。時間的制約については、私の場合は時間の自由が効く立場だったので負担感はなかったのですが、他の社員はそうでもないで、もし、私の会社の社員が裁判員に選ばれるということがあれば協力してやりたいなとは思っています。

1番

仕事等はあまり問題なく、家庭に関しても、朝の時間から帰る時間は出勤と大差ないので、あまり負担は感じませんでした。交通についても同様に感じました。ただ、遠くの方がいたので、その方はかなり大変だと言っていました。雪が降る1月だったので、ホテルに泊まったこともあると言っていました。お金はもちろんあれなんですけども、そういう意味で負担になっている方もいる現実はありました。精神的な負担についても、私もそうなんですけど、もっと感情的に考える方がいらっしゃったので、「きつい」と言っている方もいました。あまり考えすぎないようにしよう、負担になりすぎないようにしようといっても、寝るときに堂々巡りして眠れなくなるという方もいらっしゃって、次の日、疲れてやってくるという人もいました。感情移入はしちゃいけないというのは分かるんですけど、人間なのである程度心の中で葛藤とかを出してしまう方がいるということで、負担というとマイナスのイメージですけど、私が被害者になったときに、そこまで考えてくれる方が裁判員だったら、とてもうれしいなと思うことはあります。今でも。それくらい考えてくれた結果ならって、どこかテレビで見る結果だけではなく、見えない部分が見えました。もちろん事件には関わってほしくないですし、家族なども関わってほしくはないんですけど、もしそうなってしまった場合は、裁

判員裁判の方がいいなと思いました。いろんな意見の方が考えてくださった結果ということで、テレビではそういうことは伝わってこないの、逆に事件に関わってしまうようなことがあれば、裁判員裁判の方がいいなと思うくらいのことはありました。最後に言いたいのは、感情的に具合が悪くなってしまった方も、最後によかったと言ってたんです。それが印象的でした。その方は、仕方なくという感じだったのですが、その方もいい意見を言って、そういう人の意見も尊重されるシーンもすごくあったので、「負担」という言葉で済ませてしまうのはもったいないかなと思います。ただ、すごく真剣にみんなが考えている場であるというのは確かだと思いました。

司会者

2 番さんお願いします。

2 番

家族の協力は得ることができたんですけど、裁判員を決める日までは前もって仕事が終わっていたので、決まったらすべてに参加できますかと聞かれ、大丈夫ですと回答しました。裁判員になることが決まって、会社に電話をしたら、仕事が変更になって仕事ができたと言われました。私の勤めている会社は、社長が 1 人と社員が私 1 人という小規模なため、裁判員裁判が終わってから会社に向かって少し仕事をしてという生活が 2 週間続きました。この間、子供は実家に預けていました。ちょっとどうしても外せない仕事だったのでそうってしまいました。身体的には忙しかったですが、精神的には常に考えていることとは違うことを考えなければならないので、どうしても家に帰ってからも、その日にあったことを考えてしまいました。心身ともに疲れた 2 週間でした。

3 番

私も、心身ともに疲れましたが、2 週間の内、土日を除く 10 日でしたが、朝から夕方までびっしりということではなかったの、楽ではありました。

私は主人と 2 人暮らしなのですが、夫が協力的でした。

負担に感じるということから外れるかもしれませんが、候補に挙がっているという郵便が来た段階で、最終的に選ばれたら恨みを買ったらどうしようなどと悪いことを考えてしまいました。被告人に名前は知られなくても、顔を覚えられて後をつけられたらどうしようなどと思いました。

裁判が終わってしまえばそのようなことはありませんでした。ただ、傍聴によく来る方には顔を覚えられてしまったかもしれません。

司会者

裁判員裁判は皆様の御献身と周囲の方々の協力に支えられていると常々感じておりますし、これまでのお話を聞かせていただいて改めてひしひしと感じました。また、これまで裁判員の方が報復を受けたという話は一切ありませんし、その点は御安心していただければと思います。

皆様には大変な中、御協力いただき、また、天候や季節、地理的な関係により多大な御負担をかけていると思いますが、裁判所としてはできるだけ負担を圧縮できるよう、今後、改善できるところは改善していきたいと思っています。

6. これから裁判員になれる方へのメッセージ

司会者

それでは、本日の意見交換会を締めくくるに当たり、皆様からお一人ずつこれから裁判員となられる方へのメッセージをお伝えいただければと思います。

1 番

不安もあるでしょうが、是非やってほしいと思います。自分もやってよかったと思ったので今日の意見交換会に来ました。難しいけれどもできないことはありません。人生では自分の立場がいつ変わってしまうのか分かりませんので、そのようなことも考えて、是非参加することに意味を持ってやってもらいたいと思います。

2 番

私も裁判員を経験してみて、有意義であったと思うので本日も来ました。始める前は不安で、登録されたというだけで悪いことをしたんじゃないかという思いまでしました。しかし、やってみることが大切だと思いました。一度やってみれば負担になるようなことはありませんでした。すべての人たちが協力してくれるので、怖がらずに参加しても大丈夫だと思います。

3 番

最初は不安でしたし、発言ができるのか心配でしたが、終わってしまえば何とかできたのかなという思いと選ばれてよかったと思っています。裁判員はやりたくてもできない方もいる中で、自分が参加するチャンスが来たと思えば少しは楽に望めるのではないかと思います。貴重な経験ができるので、不安はあるでしょうがやってほしいと思います。

4 番

自分にできるのだろうかという不安、面倒なことに巻き込まれたくないとかマイナスのイメージがあると思いますが、やってみれば、きっと貴重な経験ができるのでやってみてほしいと思います。

ただ、職場や会社の協力が得られてないと、自分がやりたいと思ってもできないという現実もある気がします。そこが大きな課題だと思います。

5 番

いろいろな考えをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、次の方へ残すメッセージとしては、時間があれば是非経験してほしいと思います。そのように思うのは、自分の中に変化があったと思えることと、視野が広がったと思えることです。何よりも初めての経験でしたが、分かりやすく説明してもらえるので、その点は不安に思うことはないと自信を持って勧められる点です。

6 番

裁判員になる時期について希望を言うことができ、私も考慮してもらえたので、いい経験になったと思います。国民の一人として参加してほしいと思いますし、

自分の会社の社員が裁判員になるようなことがあれば協力したいと思います。

司会者

これから裁判員になられる方への心強いメッセージありがとうございました。

7. 法曹関係者からの感想

司会者

最後に、法曹関係者の皆様に裁判員経験者の方々のお話をお聞きして、どのような御感想をお持ちになったか伺って意見交換の部を終了したいと思います。

相原検察官

本日はありがとうございました。審理の分かりやすさについて大変貴重な意見をいただきました。また、裁判員と補充裁判員の方々が真摯に裁判に取り組んでいただいていることを強く感じることができました。検察官は、事案の真相を明らかにして、適正妥当な判決をしてもらう必要があります。そのため、裁判員の方には分かりやすい主張立証をしなければならないと考えております。本日のお話を聞きまして、より一層その考えが強くなりました。

堀井弁護士

弁護人に対しては、声が小さい、話し方が早いなどの意見をいただきまして、刑事事件は基本的に口頭で審理が進んでいくことから真摯に受け止めなければならないと思っています。一方、声の大きさなどが裁判の分かりやすさに直接影響するのか分かりませんが、もし影響するのであれば、裁判所の設備などを改善していただく必要もあるかと思います。一方、弁護人に対し、審理の分かりやすさという点からは尋問が分かりづらいとか冒頭陳述や弁論が分かりづらいなどという厳しい意見がなかったことから肯定的に受け止めさせていただきました。今後も分かりやすい弁護活動を続けていきたいと思っています。

私の担当した事件については、被告人も納得して裁判を終えていると思いますし、それは適式なプロセスを経たことによるものだと思いますので、真剣に裁判に取り組んでいただきありがとうございました。

江口裁判官

本日は貴重な御意見ありがとうございました。本日、改めて皆様のお話をお聞きし、皆様と合議体を組んで一緒に裁判ができたことが本当に素晴らしいことだったと感じました。特に評議でいろいろ話をいただきましたので、我々も皆様の気持ちや御意見をしっかりと受け止められるよう精進していきたいと気持ちを新たにしました。

司会者

長時間にわたりお疲れ様でした。皆様に積極的に発言していただき、有意義な意見交換になりました。ありがとうございました。

8. 報道機関からの質問

総務課長

それでは，ここからは，記者の方から質問をしていただきます。

読売新聞社記者

裁判員を経験し，日常生活で行動が変わったということはありませんでしょうか。先ほど5番の方は支援の制度を調べたなどとお話になっていましたが，例えば，裁判員のニュースを見て考え方が変わったなどということはありませんか。

1 番

自分の中では多少はあると思いますが，特に何かを調べてということはありません。簡単な話ですが，裁判のニュースがあると，どんな事件かなどと聞き耳を立てるような感じにはなりました。裁判員になってしまったというより，なることが当然だという生活が変わったと思います。会社でも，率先して言うわけではないですが，何かのタイミングで裁判員を経験したことを話すと周囲の人たちは驚くのですが，大丈夫だよ，こんな感じだよ，と広告塔のような話ができるようになりました。

2 番

私個人としてはいくらか考え方が変わったと思います。評議などを経験して，1つのことに対してたくさんの人の話をよく聞くということを経験して，子育ての仕方が少し変わったかなと思います。いろいろな方向から見ないといけないと思うようになりました。

3 番

ニュースや新聞は前から見ていたのですが，経験してからは食い入るように見るようになりました。裁判員裁判という言葉が聞こえると，え，という感じになります。

4 番

裁判が終わってから，裁判を通して大事だと思ったことはコミュニケーションだと思いました。世の中にはいろいろな事件や事故がありますが，コミュニケーション不足に起因するものが多いと思います。人と話をするときに，表面上の言葉だけではなく，相手の思いや気持ちを少し考えながら話をするようになってきました。家族でニュースを見る機会がありますが，以前より，事件に対する話が増えたと思います。

5 番

支援の制度を自分で調べてみましたが，これまでそのようなことを調べたことはありませんでした。パンフレットがどこにあるのかなどの視点で歩いてみたら，市役所などにあるのかと思っていたのですが，病院に置いてあることが多いことが分かりました。このようなことを知っていれば，何か困っている人がいたときに，どこで情報が得られるよという話ができると思いました。また，会社では若い人がたくさんいるので，裁判員について興味を持って聞いてくる人がたくさんいました。その人たちには私の経験を話すことができました。

6 番

特に変化はありませんでした。ただ、テレビで裁判のニュースを見る際、タレントを見るように担当の裁判長を見ることがありました。

読売新聞社記者

裁判員をした経験を周囲の方に話しましたでしょうか。その際、どのような反応をされましたでしょうか。

6 番

裁判員裁判が終わった後、姉と話をしたところ、姉もやったことがあると言っていました。しかも、扱った事件が私と同じ覚せい剤だったと聞いて驚きました。

5 番

周囲の人はとても興味があると思いました。事件の内容を話してはいけないことは分かっていたので、時間や雰囲気について話をしました。たくさんの人たちが話を聞きたいと来たので驚きました。

4 番

守秘義務があるということは知っていたので根掘り葉掘りは聞かれませんでした。

3 番

実家の家族と主人の家族には話しました。そういうのって選ばれるんだねと言われました。裁判員をしているときは、主人に裁判長と呼ばれていました。

2 番

裁判員裁判が終わった後、帰り道で知人に会った際、裁判員をしていることを伝えると、怖い写真を見せられるのではないかなどと聞かれ、周囲の人は興味があることが分かりました。

1 番

自分から裁判員になったという話はしていません。会社には言わなければいけないので話をしました。話をすると「すごいね。何をしたの。」と聞かれました。子供には教育的観点から話をしましたが、事件について話をするというよりは、裁判官、検察官や弁護士の仕事について話をしました。大変な仕事だけれども人の人生に大きく関わる仕事だと伝えました。

朝日新聞社記者

被告人質問や証人尋問のときに、自分がこうかなと思っていたことが揺らいだようなことはありましたか。先ほど1番さんが、感情を抜いて考えないといけない部分もあるけど、なかなか難しいと話していましたが、私も法廷取材をしていると同様に感じることはありました。例えば、10回刺してひどいよね、と思ったけど、裏にある話を聞いてみると違ったりとか、逆に周りの人がこれから面倒を見るからと言っているけど、態度が悪かったり、反省していなかったりしたこともありました。

1 番

白が黒になったり、黒が白になることはありませんでした。人の顔を見た時に「分かるな」という感じがありました。担当した事件では、人間性を考えなければならない事件でした。DVはなかったのですが、言葉の暴力があり、負ってる

ものが大きすぎ、判決の量刑に感情は入れないようにして考えました。でも、人間なので感情を抜きに考えることはできませんし、裁判官から感情を抜くように言われたわけではないので、評議では感情をぶつけて議論ができたと思います。ただ、判決は感情をぶつけたものにはなっていません。被告人は、被告人ではありませんが、被害者でもあったと思うような人物だったので、被害者にも被告人を犯罪に走らせた原因があったと思いました。被告人が被害者になるなどどちらにも転ぶ事件だと思いました。なぜ10回刺したのか、刃物を持ったのか、口で言えなかったのか、など別の頭で考え、被告人の顔などを抜きに考えました。一週間の内、色々な方向から色々な考え方で決めることができました。そのため、今も被告人が更生しているかというより幸せになっているかを考えます。被告人からしたら結婚詐欺にあっているようなものだったので、被告人と被害者という目線で見るのは難しかったです。判決の結果に影響を与えるようなことはなかったのですが、表情を見て納得できる部分はありました。

2 番

私の担当した事件では、被告人の姉が出頭して証言したのですが、同人の話を聞くと被告人は病気で大変なんだと思ったのですが、グループホームの人の話を聞いたら一日の生活の流れのことで言っているのかなと、その人その人の証言から、自分の考えが、やっぱり病気、もっと違うことが原因なのかと考えたり、あっちいたり、こっちいたりと考えが変わったというのがありました。ただ、今回出た結果については、自分の中では納得しています。

3 番

私の担当した事件は2番さんと同じなのですが、被告人の姉が証言したことや被告人の病気について、病気はなりたくてなったわけではないので感情移入してしまいました。

4 番

私の担当した事件については、ニュースで見ていたので事前に内容を知っていました。報道されている内容だけだと、被告人に対しては悪い印象しかなかったのですが、裁判が始まり、被告人の顔や様子を見てるととてもそんなことができる人物には見えませんでした。本件では殺意が争点だったので、その点だけを考えていたのですが、被告人の行動、事実を冷静に見ることができ、気持ちが固まっていたと思います。途中、思い悩む部分がありましたが、最後には、しっかり整理ができていたと思います。

5 番

起こした事件の内容を聞いた時と、証人尋問や被告人質問を聞いた後では感情が揺さぶられ、考え方が変わったとは思いますが。ただ、裁判員はそれぞれ揺さぶられていると思うので、最後に量刑を決めるとき、どこに立ち戻るのかということで、私は、刑罰の目的や行為責任の考え方、やったことがどうだった、犯罪の予防にどう我々が出した結論が結びつくのかということを中心に考えました。

6 番

私の担当した事件には被害者が裁判に出てきたわけではないのですが、私は被

告人が自分が犯した罪の重さを理解しているのか疑問に思い、罪を理解していない者にどれくらいの量刑が妥当なのか悩みました。証人に被告人の父親が出てきましたが、なぜ、父親をこのようなところに出させるのかと思いました。人なので感情で動いてしまいますが、裁判ではできるだけ感情で動かされないよう評議を経て判決に至ったと思います。

総務課長

それでは、本日の裁判員経験者の意見交換会は、これで終了とさせていただきます。参加者の皆様には御協力いただき誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

以 上